

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指して—明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）の策定に向けた検討—

高橋 富美¹・尾上 浩二²・大塚 毅彦³・石塚 裕子⁴・
中西 貴子⁵・三星 昭宏⁶

¹正会員 欄建設技術研究所大阪本社（〒541-0045 大阪市中央区道修町1-6-7）
E-mail:f-sugiym@ctie.co.jp

²正会員 認定NPO法人DPI日本会議

³正会員 明石工業高等専門学校建築学科

⁴正会員 大阪大学大学院人間科学研究科未来共創センター

⁵非会員 明石市政策局

⁶正会員 近畿大学名誉教授

兵庫県明石市は、2002年に交通バリアフリー基本構想を策定し、駅を中心とする区域のバリアフリー化を推進してきた。バリアフリー法の改正、「共生社会ホストタウン」の登録等を踏まえ、インクルーシブの考え方を全市に浸透させるための「（仮称）あかしインクルーシブ条例」や、同法に基づく移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び（改定）基本構想として位置づけられる「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」の検討など、これまで同市が進めてきた「やさしいまちづくり」をさらに充実させ、共生社会の実現に向けた取組みを進めている。本稿は、すべての市民が安心して暮らせることができる共生社会の実現を目指した同計画の策定に向けた検討状況等を報告するものである。

Key Words : Barrier-free, Universal design, Inclusive society, Diversity

1. 明石市の取組の経緯

(1) 交通バリアフリー法に基づく基本構想

兵庫県明石市では、2002年に、旧交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づく基本構想を策定した。本構想では、駅を中心とした市内3地区を同法に基づく重点整備地区に設定するとともに、市独自の取組として、重要度の高い整備課題、比較的低投資かつ投資効果の高い事業を実施する「準整備地区」を7地区設定し、本構想に基づくバリアフリー整備を推進した。

既に、本構想に位置づけられた、重点整備地区における駅、道路、駅前広場等の整備は、完了している。本年実施された本構想の検証では、策定から15年以上経過し、現行のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の内容に対応していないこと、策定後の進捗管理や、当事者への意見聴取等の継続改善の取組が十分でなかったこと等が課題として挙げられた。

(2) 共生社会の実現に向けたまちづくり

明石市は、「住みたい・住み続けたいまち」をめざし、障害の有無や性別にかかわらず、こどもから高齢者まで誰にもやさしいまちづくりを進めている。これまで、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）を踏まえた、「手話言語・障害者コミュニケーション条例（手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例）」の制定（2015年）、「障害者配慮条例（障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例）」の制定及び同条例に基づく合理的配慮の提供を支援する「公的助成制度」の創設（2016年）等に取り組み、2017年12月には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」に登録された。

また、本年3月には、市の玄関口である明石駅周辺を重点モデル地区として、市の任意の計画である「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行

計画」を策定した。同計画には、駅のホームドアの設置促進、(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター(ユニバーサルデザインに対応した観光案内所、市民トイレ等)の整備、ユニバーサルデザインタクシー導入促進等の施策を位置付け、取組を進めている。加えて、現在、すべての市民が安心して暮らせるまちを実現するための包括的指針となる「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定や、改正バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針(マスタープラン)及び(改定)基本構想に位置付けられる「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(仮称、以下「実行計画」という。)」の策定に向けた検討を進めている。

こうした取組が評価され、本年8月、共生社会ホストタウンの中でも先進的・先導的な取組を行う団体として、国から「先導的共生社会ホストタウン」に認定された。

2. 実行計画策定に向けた検討

本項では、1.(2)のとおり、現在明石市において検討されている、実行計画の検討状況や基本的な策定方針等について報告する。

(1) 検討状況

実行計画の検討は、本年2月より、高齢者、障害者等の当事者、まちづくり関係団体、交通事業者、行政機関、有識者等から構成される、バリアフリー法に基づく協議会において、本年度末の策定を目指して行われている。

(2) 当事者・市民参画による計画の推進

実行計画の検討に当たっては、当事者をはじめとした多様な市民の参画を求めつつ、その意見を十分に反映するよう留意して行われている。これまでに、市民や、障害者、高齢者、子育て当事者団体へのアンケート調査及びヒアリングを行うとともに、当事者らと実際にまちを歩き、バリアを確認するまちあるき点検を3地区で実施し、市内のバリアの状況やニーズの把握が行われた。

(3) 計画の特徴

実行計画は、「誰もが『出かけることができる』『出かけたいまち』を目指し、ユニバーサルデザインの考え方に沿って全市域のまちづくりを進め、誰も取り残されることのない共生社会を実現」することを基本理念とし、バリアフリー法や関連する法令・条例・計画との整合を図るとともに、現在検討中の「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の理念や方向性を十分に踏まえて策定する方針である。構成としては、2部構成を予定しており、第1編として、同法の移動等円滑化促進方針(マ

スタープラン)に相当する、全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針を、第2編として、同法の基本構想に相当する内容を規定する方針である。現時点では、11地区の移動等円滑化促進地区を設定する予定であり、重点整備地区については、今年度3地区設定し、来年度以降、順次追加設定する予定である。第1編の全市的な方針においては、基本理念を踏まえ、利用者視点に立ったユーザビリティの向上や当事者参画による計画の推進、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化等のハード整備、心のバリアフリーや情報提供といった内容に加えて、ユニバーサルツーリズムの推進や災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりに関する内容についても規定する方針である。

(4) 検討段階で挙げられている課題

協議会委員、当事者・市民等から、多数の課題が指摘されている。例えば、日常的に市民が利用する機会の多い飲食店や小売店舗等のバリアフリー化、スクランブル交差点の視覚障害者の円滑な誘導、波打ち歩道や急な横断勾配等の解消、バリアフリー情報の高度化や蓄積された情報の更新・公表のしくみの構築、高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世代、外国人等多様な市民への配慮等が挙げられる。この他、地域におけるユニバーサルデザインのまちづくりの取組への積極的な関与や、災害時要配慮者対応等に対する意見も出されており、現在、対応を検討中である。

3. おわりに

明石市の実行計画は、共生社会の実現に向けたまちづくりに関する計画の一つとして位置づけられていることが大きな特徴である。そのため、当事者をはじめとした市民との協働による計画策定や取組推進のみならず、継続的な評価、見直しも共に行うことでスパイラルアップを図っていくことを重視している。また、小売店や飲食店のバリアフリー化に対する意見が出されている中で、実行計画に基づく取組に対し、商業者が協力意向を示している等、民間事業者も含めた幅広い取組の展開も期待されている。

この他、バリアフリー法の枠組を超えた多様な課題解決を模索していることも実行計画の特徴として挙げられる。ハード整備や心のバリアフリーの推進等に加え、ユニバーサルツーリズムや災害時・緊急時に対応といった幅広い分野を包含することを目指している。

以上のことから、実行計画の策定が、ユニバーサルデザインのまちづくり、バリアフリーを全市域、市民に広く浸透させること通じて、共生社会、インクルーシブ社会の実現に向けた契機となることを期待する。